

1. Press Releases/Topics

「2021年度地域 ESG 融資促進利子補給事業」の 指定金融機関としての採択について

- 1 Press Releases/Topics
- 2 公的機関情報
- 3 経営教室
- 4 産学連携情報

当行は、環境省が実施する「2021年度地域ESG融資促進利子補給事業」の指定金融機関に、岐阜県内および愛知県内に本店を置く金融機関として初めて採択されました。本事業も活用しながら、お客さまの環境・社会的課題解決に向けた取組みを、投融資業務を通じて積極的に支援することにより、お客さまの中長期的な企業価値向上や持続的成長に寄与するよう努めてまいります。

1. 制度内容について

再生可能エネルギーや省エネルギーなど、お客さまが環境に配慮した設備投資を行い、指定金融機関が当該設備投資に係る融資を行った場合に、国が利子補給を行う制度です。

名 称	地域 ESG 融資促進利子補給事業 (ESG 融資目標設定型)
制 度 内 容	事業者が実施するCO2削減効果の高い再生可能エネルギー、省エネルギーの設備投資に対して、指定金融機関が行う融資の利息のうち、最大1%（最長3年間）が環境省から補給されます。
対 象 融 資 の 主 な 要 件	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化対策のための設備投資に対する融資であること。 ・融資額の上限が 10 億円であること。 ・融資先事業者が自らの二酸化炭素排出量を算定していること。

2. ESG融資等の目標について

当行は、従前からの取組みに加えて、本事業を活用することによりお客さまの環境・社会的課題に向けた取組みを、融資等を通じてより一層支援いたします。

ESG 融資等目標	2021年度にて 100 億円 (私募債を含みます)
-----------	----------------------------

3. 本件ご照会先

経営企画部広報・IR室 TEL:058-266-2511

【緊急】新型コロナ対応支援施策特集

新型コロナウイルス感染症で影響を受ける事業者に対して、各省庁・自治体は、事業者の事業継続と雇用維持のため、様々な支援策を用意しています。

前回に引き続き、新型コロナウイルスの影響を受ける事業者向けの支援施策情報を特集します。

中小企業等事業再構築補助金

新分野展開や業態転換、事業・業種転換、事業再編またはこれらの取組みを通じた規模の拡大を目指す企業・団体等の新たな挑戦を支援する補助金です。申請の受付は、電子申請システム jGrants にて行われることが予定されているため、事前に gBizID プライムアカウントの取得（2～3 週間を要します）をお勧めします。

対象事業者	<ul style="list-style-type: none">①申請前直近 6 ヶ月間のうち、任意の 3 ヶ月の合計売上高が、新型コロナ以前の同 3 ヶ月の売上高と比較して、10%以上減少している中小企業等。②事業計画を認定支援機関や金融機関と策定し、一体となって事業再構築に取り組む中小企業。③補助事業終了後 3～5 年で付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加、または従業員 1 人あたり付加価値額の年率平均 3.0%（一部 5.0%）以上増加達成すること。															
給付金額	<table border="1"><thead><tr><th>対象企業</th><th>補助金額</th><th>補助率</th></tr></thead><tbody><tr><td>中小企業(通常枠)</td><td>100万以上6,000万円以下</td><td>2/3</td></tr><tr><td>中小企業(卒業枠)</td><td>6,000万円超～1億円以下</td><td>2/3</td></tr><tr><td>中堅企業(通常枠)</td><td>100万以上8,000万円以下</td><td>1/2(4,000万円超は1/3)</td></tr><tr><td>中堅企業(グローバルV字回復枠)</td><td>8,000万円超1億円以下</td><td>1/2</td></tr></tbody></table> <p>中小企業の範囲については中小企業基本法と同様。中堅企業の範囲については未発表。</p> <p>※中小企業(卒業枠): 400 社限定。 計画期間内に、①組織再編、②新規設備投資、③グローバル展開のいずれかにより、資本金または従業員を増やし、中小企業から中堅企業へ成長する事業者向け特別枠。</p> <p>※中堅企業(グローバルV字回復枠): 100 社限定。 以下の要件全てを満たす中堅企業向け特別枠。 ①売上が 15%以上減少していること。 ②事業終了後付加価値額が年率 5.0%以上増加すること。 ③グローバル展開を果たす事業であること。</p>	対象企業	補助金額	補助率	中小企業(通常枠)	100万以上6,000万円以下	2/3	中小企業(卒業枠)	6,000万円超～1億円以下	2/3	中堅企業(通常枠)	100万以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)	中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超1億円以下	1/2
対象企業	補助金額	補助率														
中小企業(通常枠)	100万以上6,000万円以下	2/3														
中小企業(卒業枠)	6,000万円超～1億円以下	2/3														
中堅企業(通常枠)	100万以上8,000万円以下	1/2(4,000万円超は1/3)														
中堅企業(グローバルV字回復枠)	8,000万円超1億円以下	1/2														
補助対象経費	建物費、建物改修費、設備費、システム購入費、外注費(加工、設計等)、研修費(教育訓練費等)、技術導入費(知的財産権導入に係る経費)、広告宣伝費・販売促進費(広告作成、媒体掲載、展示会出展等)等(予定)															
公募日程	第 3 回の公募は 2021 年 7 月下旬から開始予定															
問い合わせ先	中小企業庁 事業再構築補助金事務局コールセンター TEL:0570-012-088 (受付時間:平日 9:00～18:00)															

当行無料相談会のご案内

弁護士・税理士によるお客さま向け「法律・税務に関する無料相談会」8月の相談日をお知らせします。

なお、新型コロナウイルス感染防止のため、当面の間、電話相談と Zoom（オンライン）相談にて受付いたします。

※本サービスの利用をご検討の際は、当行お取引店にご相談ください。

(1) 法律相談会

日程	
渡辺弁護士（岐阜） お1人さま20分	8月 2日（月） 13：45～15：05
	8月10日（火） 13：45～15：05
	8月17日（火） 13：45～15：05
	8月24日（火） 13：45～15：05
山口弁護士（名古屋） お1人さま30分	8月 3日（火） 13：30～15：00
	8月10日（火） 13：30～15：00
	8月17日（火） 13：30～15：00
	8月24日（火） 13：30～15：00

(2) 税務相談会

日程 お1人さま30分	
8月 4日（水）	13：00～16：00
8月 5日（木）	13：00～16：00
8月11日（水）	13：00～15：30
8月12日（木）	13：00～16：00
8月18日（水）	13：00～15：30
8月19日（木）	13：00～16：00

2. 公的機関情報

受付中【オンラインセミナー】

「第2回モノづくりセミナー 中小企業ならではのDX・デジタル化推進とは？」

日 時	2021年7月16日(金) 13:30~14:30
開催方法	オンラインセミナー(ライブ配信) Web会議アプリケーション「Zoom」のウェビナー機能を利用
参加料	無料
申込期限	2021年7月13日(火)
定 員	先着20名
内 容	1.なぜDX推進が注目されているのか 2.IT・デジタル化の手順とは? ①「情報」をIT・デジタル化する!(バックオフィス業務の効率化) ②業務の流れをIT・デジタル化する!(BtoBのオンライン営業) ③業務の可視化、IT戦略マップの活用 3.補助金の有効活用
講 師	松田 能治 氏(モノづくりコーディネーター 経営担当・中小企業診断士)
申込方法	(公財)岐阜県産業経済振興センターHP 申込フォームより

受付中【オンラインセミナー】

「IT活用セミナー【ネット戦略編】 ネット戦略を見直して勝ち残るサイトへ」

日 時	2021年7月26日(月)14:00~16:00
開催方法	①ウインクあいち 14Fセミナールーム ②Web配信 ※「Zoom」を使用
参加料	無料
定 員	30名
内 容	このセミナーできちんとネット戦略を考えて実行することで、効率よく事業へのネット活用がはかれます。 ①あなたが顧客に「選ばれる理由」は何? ②やっぱり顧客と向き合うことが大切 ③キーワードから「顧客に応えるコンテンツ検討」
講 師	宿澤 直正 氏 (公財)あいち産業振興機構 IT担当マネージャー
申込方法	(公財)あいち産業振興機構 HPより申込

3. 経営教室

国際税務教室

電気通信回線を介した著作物の取引と消費税

経済のデジタル化により、インターネット等の電気通信回線を介したデジタルコンテンツの利用も一般的です。これらにおいては、海外の事業者が配信するサービスを利用する場合も少なくありません。そのような場合、消費税の課税関係に注意が必要となります。

消費税法上、課税対象は「国内において事業者が行った資産の譲渡等」とされることから、国外取引は消費税の課税対象外の取引となります。この場合、当該取引が国内で行われたか否かの判定（以下、「内外判定」とします）は、原則的には、当該取引が資産の譲渡又は貸付の場合には、その資産の所在場所（無形資産の場合は譲渡及び貸付を行う者の住所地）により、役務の提供の場合には、役務の提供が行われた場所によりなされます。しかし、当該取引が電気通信回線を介して行われるソフトウェアの配信などといった「電気通信利用役務の提供」に該当する場合には、上記の原則とは異なり、役務の提供を受ける者の住所等により内外判定がなされます。

インターネット等を介したデジタルコンテンツサービスにおいては、著作物（※1）を取引することも多いなか、当事者間では、どのような取引を行っているのかについての認識が曖昧であるケースも散見されます。消費税法によれば、電気通信利用役務の提供には、電気通信回線を介して行われる著作物の利用の許諾に係る取引が該当するのに対して、著作物の譲渡・貸付に付随して電気通信回線を介して行われる著作物の受け渡し等は含まれないものと解されます（※2）。電気通信回線を介して著作物の取引を行う場合には、取引内容の整理・把握が必要となります。

（※1）著作権法2条1項1号に規定する著作物をいいます。（※2）消費税法2条1項8号の3。

国内税務教室

インボイス制度による免税事業者への影響③

前回は、免税事業者が消費税計算をしてしまうと、消費税を納めなくてもよいことによる利益が出てしまうことを確認しました。

今回は、免税事業者であるA商店から商品を購入したB商店が消費税の課税事業者であった場合に生じる問題点を見ていきたいと思います。

B商店は、540円あるいは550円で商品を仕入れ、一般消費者に660円で販売する場合に、現行制度（請求書等保存方式）では、A商店が課税事業者であるのか免税事業者であるのかを問わず、その商品が非課税物品であるときを除き、その商品を消費税込みの金額で仕入れたものとし、消費税の計算をすることになります。（前者の場合、60円－49円＝11円、後者の場合、60円－50円＝10円が、それぞれB商店が納付する消費税となります。）

しかし本来であれば、A商店は免税事業者であるため、A商店の販売価格（B商店の仕入れ価格）には消費税は含まれていないはずですが、なので、B商店の消費税計算において、仕入れに係る消費税は存在せず、上記いずれの場合も、60円－0円＝60円がB商店の納めるべき消費税となります。つまり、60円と上記の11円との差額49円、あるいは10円との差額50円をB商店は納めなくてもよいことになっているのです。

前回のA商店の納めなくてもよいことによる利益、およびB商店の納めなくてもよいことによる利益を「益税」と言います。

今回は、インボイス制度でこれらがどのように変わるのかをお話しします。

（「国際税務教室・国内税務教室」執筆者）

税理士法人 成和 / 社会保険労務士法人 成和 成和グループ代表 渡辺 基成

電話番号：058-295-7077 058-295-2055（岐阜事務所） / 052-433-2112（名古屋事務所）

E-mail: info@seiwa-group.jp Website: <http://www.seiwa-group.jp/>

4. 産学連携情報

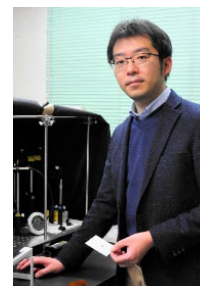
今月号のテーマ

光照射による
アクリル透明高分子の機械強度、光学特性制御

<キーワード> 高分子 機能拡張 PMMA

名古屋工業大学大学院工学研究科工学専攻

生命・応用化学系プログラム 信川省吾 准教授



アクリルガラスとして知られるポリメタクリル酸メチル (PMMA) は、透明性、耐候性、成形加工性に優れ、ガラスの代替として自動車や住宅、家電など様々な光学用途に用いられているが、衝撃や変形に弱く、改善が必要となっている。

アクリルなどの透明な高分子材料の機械的性質や光学的機能性を付与する研究を進めている信川省吾准教授は、紫外光または可視光により化学構造が変化する光異性化分子を利用することで、PMMA の機械強度向上や複屈折 (光学特性の一つ) の可逆的制御に成功した。これらの成果は高強度アクリルフィルムや偏光制御フィルムに応用され、スマートフォンの表面保護や液晶ディスプレイ、調光サングラスなどへの実用化が期待される。

◇光照射によるアクリル材料の機械強度の向上

アクリルは、表面硬度が高く、傷つきにくいことが利点だが、薄くすると脆く割れやすくなる。そのため、薄型のフレキシブルディスプレイなどには強度が足りないことが課題で、多少の曲げや変形でも割れない、柔軟性が求められている。

低分子であるアゾベンゼンという紫外光・可視光で分子構造を変化させる光異性化分子を PMMA に添加し、紫外光を照射すると、これまで 10%の変形で割れていた PMMA が、50%以上の変形に耐えられるようになり、機械強度が向上することが分かった。

アゾベンゼンは、棒状構造のトランス体と、球状構造のシス体の 2つの異性体が存在する (図 1 参照)。紫外光を照射すると

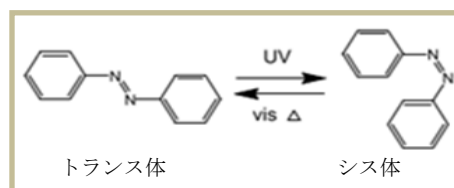


図 1 アゾベンゼンの光異性化

トランス体はシス体に、可視光の照射または熱でシス体はトランス体に変化する。紫外光照射によってフィルム中のアゾベンゼンが光異性化し、棒状のトランス体から球状のシス体へと構造変化すると、高分子鎖の周りに膨張力が発生し、自由体積が増大する (図 2 参照)。自由体積が増大することで PMMA 鎖の運動性が増大し、靱性が向上すると考えられる。今後は、アゾベンゼンによる着色 (黄～赤色) の問題解決と、変形量の更なる向上を図り、

PMMA フィルムの用途拡大を目指すとともに、他の高分子材料への適応の可能性も探っていく。

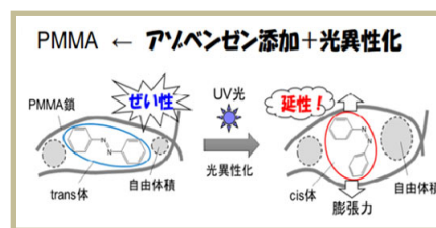


図 2

◇光照射による高分子フィルムの複屈折の可逆制御

スマートフォンや液晶ディスプレイに用いられているアクリルなどの高分子フィルムの中には、「位相差フィルム」といって、光の偏光状態を調整する役割を担う光学フィルムがある。位相差フィルムの性能 (位相差) は、構成成分である高分子の並び方で決まるため、性能は作成時に決められてしまい、本来は再調整することができない。

アゾベンゼンの光異性化による構造変化を利用すれば、光の偏光状態の制御に欠かせない光学特性値「複屈折」を、紫外光または可視光の照射により可逆的に調整でき、偏光制御フィルムに応用できるのではないかと着想した。実際、紫外光、可視光をそれぞれ照射することで、アゾベンゼンの構造が棒状のトランス状態から、球状のシス状態へ形状変化にともない、位相差の値が可逆的に調整できることが分かった。現状の位相差値の制御範囲は、直線偏光から円偏光のように大きな偏光制御には十分ではないため、更なる性能向上を目指している。

国立大学法人名古屋工業大学 産学官金連携機構

電話番号: 052-735-5627

E-mail: c-socc@adm.nitech.ac.jp Website: <https://sanren.web.nitech.ac.jp/>

※十六銀行の産官学連携支援サービスについてはお取引店にご相談ください

※本記事は名古屋工業大学より寄稿を受けたものです。

編集・連絡先:

十六銀行

ソリューション営業部

(058-266-2664)

愛知営業本部

(052-961-8761)

本資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、商品の勧誘を目的としたものではありません。

本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。

本資料は当行が信頼できると判断した各種メディア・データに基づき作成されておりますが、その正確性、確実性を保証するものではありません。